

神奈川県立横浜平沼高等学校同窓会真澄会会則

第1章 総則

(会の名称)

第1条 本会は、真澄会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を横浜市西区岡野1丁目5番8号、神奈川県立（以下「県立」という。）
横浜平沼高等学校に置く。

(会の目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員情報の管理
- (2) 会報の発行
- (3) 会員の親睦事業
- (4) 母校後援事業
- (5) 在校生支援事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県立高等女学校、県立横浜第一高等女学校及び同校併設中学校、県立横浜第一女子高等学校及び併設中学校並びに県立横浜平沼高等学校（以下「母校」という。）の卒業生及び修了生
 - (2) 前号に規定する学校に在学した者（前号に掲げる者を除く。）で理事会の承認を得た者
- (入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 4,000 円
- (2) 会費 年額 2,000 円

2 新入会員については、高校卒業年の4月から5年間の会費を免除し、満80歳に達した会員については、その年度以降の会費を免除する。

3 会員は、70歳に達する年度から終身会費制度を選択することができる。終身会費の年額20,000円を納入した会員については、その年度以降の会費を免除する。

(会員の報告義務)

第7条 会員は、住所、氏名等を変更したときは速やかに会長に報告しなければならない。

第3章 総会

(総会の種類及び招集)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、評議員会の決議があったとき又は会長が必要と認めたときは開催するものとする。
- 4 総会は、会長がこれを招集する。

(総会の決議事項)

第9条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 収支予算及び事業計画の決定
- (2) 収支決算、事業報告及び財産状況の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正その他重要事項の決定

(総会の議長)

第10条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(総会の決議)

第11条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正には、総会における出席会員の3分の2以上をもって決する。

第4章 役員及び理事会

(役員の種類及び数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長及び3名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、評議員会において候補者を指名し、総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により候補者を指名し、総会の決議により選任する。

(会長及び副会長の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、財産及び会計の状況並びに業務執行の状況を監査し、その結果を総会及び評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。継続しての役員在任期間は、原則として

4期8年を超えてはならない。ただし、総会で認められた場合はこの限りではない。

2 役員が任期の途中において退任するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 増員により選任された役員任期は、他の現任役員残任期間とする。

4 第1項により再任となった役員(理事及び監事)が、2期在任後退任した場合は1期2年を、

3期又は4期在任後退任した場合は2期4年を経過しなければ再度役員（理事及び監事）に就任することができない。ただし、1期2年を経過した場合、監事に就任することができる。

（理事会の設置及び決議事項）

第18条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他事務事業の執行に関する事項

（理事会の招集、定足数及び決議等）

第19条 理事会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上の者から請求があったときは速やかに理事会を招集しなければならない。

3 総会に付議すべき事項を決定するときの理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 理事会に議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、本会の運営に関し重要かつ緊急を要する事項について決議することができる。この場合は、次の総会及び評議員会において承認を得なければならない。

（理事会の議長）

第20条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員会の設置）

第21条 本会に重要事項を審議するため評議員会を置き、評議員会は評議員をもって構成する。

（評議員の選出）

第22条 評議員は、卒業期ごとに各若干名を選出し、卒業期ごとの代表者を定める。

（評議員の任期）

第23条 評議員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

（評議員会の招集）

第24条 評議員会は、必要に応じ随時会長がこれを招集する。

（評議員会の決議事項）

第25条 評議員会は、会の企画、運営等に関する重要事項並びに予算案及び決算を決議する。

（評議員会の議長）

第26条 評議員会の議長は、出席評議員の中から選出する。

（評議員会の決議）

第27条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正には、出席評議員の3分の2以上をもって決するものとする。

第6章 名誉会長、客員及び顧問

（名誉会長）

第28条 母校の現校長を名誉会長とする。名誉会長は、会務に関し必要と認められるときは、会長に意見を述べることができる。

(客員及び校内理事)

第 29 条 母校の現職員及び旧職員を本会の客員とする。

2 会長は、名誉会長が推薦した客員（現職員に限る。）に校内理事を委嘱する。

校内理事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第 30 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会が推薦し、総会の決議を経て就任する。

2 顧問の任期は 8 年とする。

3 顧問は、会務に関し必要と認められるときは、意見を述べるすることができる。

第 7 章 会計及び財産管理

(経費)

第 31 条 本会の経費は、会費、入会金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 32 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産管理及び帳簿作成)

第 33 条 本会の資産は会長が管理し、収入及び支出並びに財産状況に関する必要な帳簿類は会計を担当する理事が作成するものとする。

第 8 章 地域支部及びいづみ支部

(地域支部)

第 34 条 会員は各地域に支部を設けることができる。

2 前項の支部を設立しようとする会員は、設立と同時に支部会則及び次の事項を会長に届け出るものとする。

(1) 会の名称

(2) 事務所所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 所属会員の氏名及び住所

(いづみ支部)

第 35 条 母校通信制を卒業した会員で構成する団体をいづみ支部とする。

第 9 章 雑則

(会議の議事録)

第 36 条 総会、理事会及び評議員会の議事については、それぞれ議事録を作成し、議長及び記録者はこれに署名するものとする。

(事務職員)

第 37 条 本会の事務を処理するため、事務所に必要な職員を配置するものとする。

2 職員の任免は、会長が行う。

(帳簿及び書類等の備置き)

第 38 条 事務所には、会員名簿、帳簿類、会議議事録及びその他の必要書類を備えて置かなければならない。

(委任)

第 39 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て会長が定める。

附則

- 1 神奈川県立横浜平沼高等学校同窓会真澄会会則（平成 7 年 5 月 1 5 日施行）（以下「旧会則」という。）の全部を改正する。
- 2 この会則は、平成 20 年 5 月 18 日から施行する。
- 3 旧会則により選任された役員又は選出された評議員及び顧問は、それぞれこの会則の相当する規定により選任又は選出されたものとみなす。
- 4 旧会則により選出された顧問の任期は、会則第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、この会則の施行日から 8 年間継続するものとする。
- 5 旧会則又は慣例によりなされた事業、事務及びその他の行為は、この会則の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 6 平成 24 年 5 月 20 日、第 8 章第 34 条・35 条を改正施行する。
支部を地域支部に、部会（いずみ会）をいずみ支部に
- 7 平成 27 年 5 月 17 日、第 2 章第 6 条第 1 項（2）・第 6 条第 3 項を改正施行する。
年会費を 2,000 円（1,000 円から）に値上げ、終身会費制度適用年齢を 70 歳（65 歳から）に
- 8 令和 4 年 5 月 1 5 日、第 1 章第 4 条（1）（3）・第 4 章第 17 条第 1 項・第 4 項を改正施行する。